

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年4月5日
事業者の氏名又は名称	幸栄運輸株式会社（法人番号1480001005271）（代表者 市川仁士）
事業者の所在地	徳島県板野郡松茂町笹木野字八下30-6
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡松茂町笹木野字八下30-6
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和3年10月20日及び同年12月1日、労働局と合同で監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと（安全規則第7条第5項）</p> <p>(4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと（安全規則第9条の5第1項）</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年4月7日
事業者の氏名又は名称	吉田海運株式会社(法人番号4310001006143)(代表者 吉田康剛)
事業者の所在地	長崎県佐世保市三浦町1-34
営業所の名称	香川営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市垂水町3142番地
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和4年1月21日及び同年1月31日、労働局と合同で監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していたものがあったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年4月7日
事業者の氏名又は名称	ますや急配株式会社(法人番号6480001002248)(代表者 辻英人)
事業者の所在地	徳島県徳島市新浜町1-1-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市新浜町1丁目498-13
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和3年12月17日、労働局と合同で監査を実施したところ、9件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(7)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(8)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(9)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年4月13日
事業者の氏名又は名称	清家興業有限会社(法人番号9500002022818)(代表者 清家信夫)
事業者の所在地	愛媛県宇和島市寄松甲1000-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県宇和島市寄松甲1000-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和3年12月17日及び令和4年1月20日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間並びに前後2日の平均運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(7)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	11点
違反点数(事業者)	17点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。